

施術所（者） 各位

福岡県後期高齢者医療広域連合  
(保険課)

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の  
受領委任制度開始に伴う申請方法等について

平素より当広域連合の事業運営につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標題の件につきまして、平成30年9月7日付け30福高医保第526号「はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧に係る療養費支給申請の取扱いの変更について」でお知らせしましたとおり、当広域連合では、平成31年4月1日以降の施術分から、はり・きゅう、あん摩マッサージ療養費について「受領委任制度」の取扱いを開始します。

つきましては、平成31年4月施術分以降の申請方法等について、下記の取扱いとなりますので、ご注意ください。

#### 記

#### 1. 受領委任による申請ができる施術所（者）について

あらかじめ地方厚生（支）局へ受領委任の取扱いの届出を行い、「登録記号番号」を付番された施術所（者）が受領委任による申請ができます。

※ 平成31年4月施術分から受領委任の取扱いを希望する施術所（者）は、平成31年3月末までに地方厚生（支）局へ申請（申出）書類を提出するようお願いいたします。

具体的な手続きについては、九州厚生局にご確認をお願いします。

(お問い合わせ先) 電話：092-707-1125

(ホームページ) <https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/shinsei>

[/shido\\_kansa/zyuryouinin\\_hari\\_kyuu\\_anma\\_shiatsu.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/shinsei/shido_kansa/zyuryouinin_hari_kyuu_anma_shiatsu.html)

※ 厚生労働省より、受領委任制度へ参加した保険者が代理受領を認めることは、制度の趣旨に沿わないものとされていることから、受領委任の取扱いの届出をしていない施術所（者）からの平成31年4月以降の施術に係る療養費の申請に関しては、すべて償還払い（被保険者への直接払い）での取扱いとなりますので、ご注意ください。

2. 受領委任による療養費支給申請書の提出先等について

○申請書の提出先

福岡県国民健康保険団体連合会

担当部署：審査管理部 審査調整課 療養費係

〒812-8521 福岡市博多区吉塚本町 13 番 47 号

(TEL)092-642-7848

○提出期限：毎月10日(午前8時45分から午後5時)必着

※10日が土・日・祝日の場合、前営業日までには到着するようにお願いします。

※申請方法等の詳細については、後日、国保連合会から送付される「受領委任  
払いに関する請求事務等の手引き(お願い)」をご確認ください。当該文書  
が届かない場合は、福岡県国民健康保険団体連合会にお問い合わせください。

3. 受領委任による療養費支給申請書等の様式について

受領委任制度開始に伴い、以下のとおり変更となります。変更となった様式(※別紙添付)については、受領委任による申請で変更前の様式を使用できませんので、ご注意ください。

なお、受領委任による申請で使用する様式については、平成31年4月上旬頃に当広域連合ホームページに掲載する予定です。

新(受領委任による申請)		旧(代理受領による申請)
○療養費支給申請書(※1) はり・きゅう用：様式第6号 あんま・マッサージ用：様式第6号の2	変更	●療養費支給申請書(※3) はり・きゅう用 あんま・マッサージ用
○往療内訳表(※1)：様式第7号 廃止(提出不要)		●往療内訳書(※3) ●往療訪問実績表(※3)
○療養費支給総括票(I)及び(II)(※1) ：様式第8号及び様式第9号	変更なし	●総括票(※3)
●同意書(変更なし)		●同意書(※2) はり・きゅう用：別添1(別紙1) あんま・マッサージ用：別添2(別紙1)
●診断書(変更なし)		●診断書(※2) はり・きゅう用：別添1(別紙2) あんま・マッサージ用：別添2(別紙2)
●1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書(変更なし)		●1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書(※2) はり・きゅう用：別添1(別紙5) あんま・マッサージ用：別添2(別紙5)
●施術報告書(変更なし)		●施術報告書(※2) はり・きゅう用：別添1(別紙6) あんま・マッサージ用：別添2(別紙6)

※1 「受領委任の取扱規程」による基準様式。

※2 「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」による基準様式。

※3 当広域連合独自様式

#### 4. 受領委任による療養費支給申請に係る主な留意点

別紙1参照。

なお、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて（平成30年6月12日保発0612第2号 厚生労働省保険局長）」、「はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（平成30年10月1日 厚生労働省保険局医療課）」及び「はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（平成30年12月27日 厚生労働省保険局医療課）」等の関係通知等を必ず確認の上、申請手続きなどをお願いします。




#### 5. その他

##### (1) 代理受領の取扱いの廃止について

代理受領の取扱いは、平成31年3月施術分までとなります。このため、同年4月施術分以降の申請は、「受領委任」もしくは「償還払い」のいずれかとなります。

なお、申請日が同年4月以降であっても、平成31年3月施術分以前の申請は、従前どおり「代理受領」による申請となるため、当広域連合へ提出してください。

平成31年4月（施術月）→

償還払	 施術を受けた方（被保険者）が、 <b>市（区）町村</b> に申請 ・代理受領の取扱い廃止に伴い、施術所等の口座への振込は原則不可
代理受領	 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">                     代理受領の取扱い廃止                      （平成31年4月施術分以降）                 </div> 施術所等（開設者等）が、 <b>広域連合</b> に申請 ・平成31年3月までの <u>施術分</u> は、同年4月以降も引き続き、広域連合で受付
受領委任	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">                     受領委任は、平成31年4月以降の施術分が対象                 </div>  施術所等（施術管理者）が、 <b>国保連合会</b> に申請 ・地方厚生（支）局に対し、受領委任の届出（登録）が必要

##### (2) 代理受領登録が中止となっている施術所について

「代理受領の取扱い中止」となっている施術所にあつては、当該中止期間が終了するまでは、福岡県後期高齢者医療にかかる療養費の受領委任による申請ができません。

### (3)償還払いによる療養費支給申請について

○提出先：市（区）町村の担当窓口

○提出書類：① 療養費支給申請書（※受領委任と異なる。）

（厚生労働省通知「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて（平成30年6月12日保発0612第2号 厚生労働省保険局長）」による基準様式と同様の様式とする予定です。平成31年4月上旬頃に当広域連合ホームページに掲載します。）

② 領収証（※添付が必要）

③ 往療内訳表、同意書、診断書、1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書、施術報告書は、受領委任の様式と同じ。

#### <償還払いによる申請についての留意事項>

「償還払い」は、療養費の原則的な取扱いであり、被保険者等が施術所へ施術料金の全額を支払い、療養費の支給申請者（被保険者等）が保険者等に支給申請書及び領収証を提出し、保険者が支給申請者（被保険者等）に療養費を支払う取扱いです。

「償還払い」における療養費の受取人は、支給申請者（被保険者等）が原則であり、被保険者本人、被保険者の親族、法定代理人、その他特に認められる者以外は適当ではありません。特に、受取人を施術師（その関係者を含む）などとし、平成31年4月施術分以降から廃止する「代理受領」と、実質的に同様の取扱いとなるような申請は認められません。

#### 【参考】

##### 1. ホームページ

○厚生労働省 「療養費について」

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuuhoken/iryuuhoken13/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/iryuuhoken13/index.html)

○厚生労働省 「はり師、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料について」

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryuuhoken/iryuuhoken13/03.html>

○九州厚生局 「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任に関する申出」

[https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/shinsei/shido\\_kansa/zyuryouinin\\_hari\\_kyuu\\_anma\\_shiatsu.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/shinsei/shido_kansa/zyuryouinin_hari_kyuu_anma_shiatsu.html)

○当広域連合ホームページ

<http://www.fukuoka-kouki.jp/>

福岡県後期高齢者医療広域連合  
保険課 担当：原、倉谷  
〒812-0044  
福岡市博多区千代4丁目1番27号  
電話 092-651-3111  
FAX 092-651-3120

療養費支給申請に係る Q&A  
(福岡県後期高齢者医療広域連合作成)

<受領委任関係>

Q1 療養費支給申請書の様式について、独自の記入欄を設ける等、適宜変更してよいのか？

変更できません。申請書の様式について、記入方法（手書き、パソコン等）や様式の作成方法（複写機、ワード、エクセル等）の定めはないが、様式に独自の記入欄等を設ける等、保険者又は施術者ごとに様式が異なり取扱いに差異が生じることは適当でないので、受領委任の取扱規程に定められた様式を使用してください。（取扱規程第4章の24（1）、様式第6号、様式第6号の2）

Q2 療養費支給申請書の様式について、従前の代理受領の様式から変更となるが、記載方法についての注意点はありますか？

記載方法の主な留意事項については、[別紙2](#)をご確認ください。また、その他申請手続の留意事項については、厚生労働省のホームページ等で、厚生労働省関係通知等を必ず確認の上、申請手続きなどをお願いします。

Q3 往療内訳表について、はり・きゅう、あん摩マッサージ指圧に関わらず、往療料を請求する場合には添付が必須となるのか？

そのとおりです。施術管理者は、往療料を請求する申請書について、施術者が往療した日付、同一日同一建物への往療かどうか、同一日同一建物への往療の場合に往療料を算定しているか否か、施術者名、往療の起点、施術した場所及び往療が必要な理由並びに要介護度が分かる場合は要介護度を記入した様式第7号による往療内訳表を添付することとなります。

なお、添付がない場合は、返戻のうえ添付を求めることとなります。（取扱規程第4章の24（7））（平成30年12月27日疑義解釈問66）

Q4 同意書について、再同意の際の同意書の原本は、どの施術月の申請書に添付すればよいのか。

支給可能な期間の最終月（暦月）に交付された同意書（又は診断書）の原本は、翌月分に添付します。（例えば、支給可能期間が1月末までであり、1月に交付された同意書の原本は2月分の申請書に添付）

また、支給可能な期間の最終月（暦月）より前に交付された同意書（又は診断書）の原本は、交付された月分の申請書に添付します。（例えば、支給可能期間が1月末までであり、12月に交付された同意書の原本は12月分の申請書に添付）（平成30年12月27日疑義解釈問69）

Q5 平成31年4月1日から受領委任制度となり、申請書の提出先が福岡県国民健康保険団体連合会となるが、どこから療養費が支払われるのか。

当広域連合が直接支払います。(振込先については、あらかじめ福岡県国民健康保険団体連合会に届出する必要があります。詳しくは福岡県国民健康保険団体連合会から案内が届きますのでご確認ください。)

また、当広域連合では、療養費の適正化の取組の一環として、支払前に被保険者を対象に患者調査等を実施する場合があります。この場合、照会結果の確認後の支払いとなりますので、ご承知おきください。

#### <代理受領関係>

Q6 平成31年4月施術分以降について、これまでの代理受領による申請を行った場合はどうなるのか？

受領委任の取扱いの届出をしていない(地方厚生(支)局から登録記号番号が付番されていない)施術所(者)からの申請は、平成31年4月施術分以降はすべて償還払いでの取扱いとなります。

受領委任の取扱いの届出をしていない施術所(者)から、以前の代理受領での申請が提出された場合は、返戻等の対象となります。

#### <償還払い関係>

Q7 償還払いによる申請の場合、申請書の提出など請求事務を被保険者に代わり行ってもよいのか？

被保険者の依頼による場合は、差し支えありません。ただし、療養費の受領については、支給申請者(被保険者等)が原則であり、被保険者本人、被保険者の親族、法定代理人、その他特に認められる者以外は適当ではありません。特に、受取人を施術師(その関係者を含む)などとし、平成31年4月施術分以降から廃止する「代理受領」と、実質的に同様の取扱いとなるような申請は認められません。

Q8 償還払いによる申請の毎月の提出期限はあるのか？

提出時期によって支払日が変わることになりますが、市(区)町村によって月ごとの締め日が異なりますので、償還払いによる申請書を提出する市(区)町村の担当窓口にご確認ください。

なお、医療費を支払った日の翌日から2年間を過ぎると申請できません。

#### <その他>

Q9 一部負担金、請求額で、1円未満の端数が出た場合、どのように処理するのか？

一部負担金は小数点以下1桁目を切上げ、請求額は小数点以下1桁目を切捨てで計算してください。

**主な留意事項**

養費支給申請書 ( 年 月分) (けり・きゆう用)

**別紙2**

※あんま・マッサージについても同様

公費負担者番号	受領委任の取扱いでは、使用しない。(ただし、申請書を活用して公費負担医療制度などに係る請求を行う場合活用してもよい。)	特記事項	1 社国 3 後高	2 本外 8 高外9	給付割合 8 9 10
公費受給者番号		2 公費 4 退職	4 三外 0 高外8		
区市町村番号		05 鍼灸			
受給者番号					
被保険者欄	○被保険者証等の記号番号 ○○○○○○○○	○発病又は負傷年月日 年 月 日	給付割合を○で囲む。ただし、7割の場合は記入しない。		
	被保険者証に記載されている「被保険者番号」を記入。	後期高齢者医療一般:「8高外9」 後期高齢者医療7割給付:「0高外8」			
施術内容欄	初療年月日 平成 年 月 日	施術期間 自・平成 年 月 日～至・平成 年 月 日	実日数	請求区分 新規・継続	
	傷病名 1. 神経痛 2. リウマチ 3. 頸腕痛 4. 五十肩 5. 腰痛症 6. 頸椎捻挫後遺症 7. )			転 帰 継続・治癒・中止・転医	
	初検料 (1はり)		円	摘 要	
	施 術 料 はり きゆう はり・きゆう 電療料 (1電気)		円 円 円		
	往 療 料		円		
	往 療 料		円		
	施術報告書交付料 (前回支給: 年 月分)		円× 回=		
	合 計		円		
	一部負担金 (1割・2割・3割)		円		
	請 求 額				
施術証明欄	施術日 通院○ 往療◎	9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21			
	上記の 平成 年 月 日	施 術 日			
	登録記号番号 (又は申し出た施術者登録番号)				
申請欄	上記の療養に要した費用に関して、療養費の支給 平成 年 月 日				
	福岡県後期高齢者医療広域連合 殿				
支払機関欄	支払区分 1. 振 込 2. 銀行送金 3. 郵便局送 4. 当地払	預金の種類 1. 普通 2. 当座 3. 通知 4. 別段	金融機関 銀行 金庫 農協	本店 支店 出張所 郵便局	
	口座名義 カタカナで記入	口座番号			
同意記録	同意医師の氏名	住 所	同意年月日 平成 年 月 日	傷 病 名	要加療期間

被保険者証に記載されている「被保険者番号」を記入。

後期高齢者医療一般:「8高外9」  
後期高齢者医療7割給付:「0高外8」

開始日について、同意書が交付されて初めて行われる施術日がある場合は、その日を記入し、施術が継続されている場合は月の初めの日「1日」を記入する。最終日について、「転帰」欄が「継続」の場合は、月の末日を記入する。「継続」以外の場合は、当月の最終の施術日を記入する。

「合計」金額に1割または3割を掛けた金額を「一部負担金」の欄に記入。

地方厚生(支)局で新たに付番された番号を記入。

【支払機関欄について】  
国保連合会で事前登録した振込先を記入する。  
※後日、国保連合会から事前登録の案内があります。

【「同意記録」欄について】  
前月分以前の申請書に同意書の原本を添付し、当該同意書に基づき当月分の療養費が支給可能な場合は、当該同意書に係る内容を記入する。

本申請書に基づく給付金に関する受領を代理人に委任します。平成 年 月 日

申請者 住所

代理人 住所

(被保険者) 氏名

印

氏名

※ 給付金に関する受領を代理人に委任する(申請者名義以外の口座に振込を希望される)場合に記入してください。  
 ※ 施術管理者及び申請者(被保険者)の記名押印は署名でも差し支えありません。  
 ※ この給付金の受領の代理人への委任は、受領委任の取扱規程(平成30年6月12日保発0612第2号通知)に従い行われるものです。